

公益財団法人愛媛県消防協会評議員並びに役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第13条の規定に基づく評議員に対する報酬の支給基準について、及び定款第28条の規定に基づく理事及び監事に対する報酬の総額及び報酬の支給基準について定めるものとする。

(評議員及び役員の報酬)

第2条 評議員又は役員は無報酬とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月19日から変更する。